

「学校における今後の感染防止対策について」 （令和3年8月26日時点）

保護者の皆様におかれましては、日頃より学校教育へのご理解ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、本市は8月27日から9月12日の期間、まん延防止等重点措置の対象区域に指定されたことを受け、学校における今後の感染防止対策を次のとおりといたしました。新型コロナウイルス感染症は本市においても新たな変異株（デルタ株）が主流となり、感染が急拡大しております。新たな変異株は感染力が従来より強く、若年層の占める割合も高まっております。これまで以上の感染防止対策の徹底につきまして、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

1 登校前・登下校時

- 毎朝、登校前に検温や健康観察を行い、「健康管理チェック表」等に記入して学校に提出してください。
※ **児童生徒に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合、または同居する家族等に同じような症状がある場合には登校させないでください。**（欠席扱いにはなりません）
- 登下校時は、お子様へのマスク着用のご協力をお願いします。
※ 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合は、場面に応じて適宜マスクを外すようお願いいたします。
- 登校後は、手洗い等を行った上で教室に入り、再度検温を行います。

2 学校生活

- 手洗いや咳エチケット等の指導を徹底し、授業や休み時間においては、近距離での会話や大声での発声を避けるよう指導します。
- 教室では、マスクを着用し、換気を徹底します。
※ 熱中症対策として、気象条件に応じて適宜エアコン等を使用します。
- **給食後、全校一斉に下校します。**
- 座席については、間隔を空ける、対面を避ける等、授業中における児童生徒等の位置や学習形態について、可能な限り配慮します。
- 授業内容については、感染防止対策を徹底したうえで、実施を検討します。
- 集会等、一度に大人数が集まって密になる行事や活動は、原則として延期または中止します。
※ 9月に実施予定の修学旅行は延期します。また、運動会・体育大会は9月23日までは実施しません。

- 学習活動及び生活全般において、場面に応じたマスクの着用及び熱中症事故の防止について徹底を図ります。
- 児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、適宜消毒液等を使用して清掃を行います。
- **児童生徒の発達の段階に応じて、適宜、オンラインを活用した学習の準備を進めていきます。**
- 3密に関するポスター（厚生労働省作成）等を校内（教室や廊下等）に掲示し、児童生徒への注意喚起・指導を徹底します。

3 給食

- 食事前には、給食当番はもとより児童生徒及び教職員全員が手洗い等を徹底します。
- 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、発熱や風邪症状がないか、衛生的な服装（エプロン・帽子・マスク等）であるか、手指の確実な洗浄等ができているかを毎日点検します。
- 食事をする時には、「机を向かい合わせにしない」、「会話を控える」等、机の配置や飛沫を飛ばさない等の工夫を行います。

4 部活動

- 8月24日（火）～8月31日（火）まで部活動を原則中止とします。

5 出席停止 ※ 出席停止とは、欠席の扱いにならないことです。

- 児童生徒が感染した場合の出席停止の期間については、医療機関の指示に従ってください。また、児童生徒が濃厚接触者に特定された場合には、感染者との最後の濃厚接触から起算して、2週間の出席停止となります。なお、同居する家族等が濃厚接触者に指定され、自宅で児童生徒の様子を見る場合は出席停止の扱いとなります。
- **児童生徒に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合、または同居する家族等に同じような症状がある場合、出席停止の扱いとなります。**
- **保護者の意向で登校させない場合は、感染の有無に関わらず、まん延防止等重点措置の対象区域の期間は、出席停止の扱いとなります。**
- 対象児童生徒が新型コロナワクチン接種を受ける場合は、出席停止等にすることも可能ですので学校へ連絡を行ってください。また、接種後の副反応による体調不良等がある場合も、出席停止の扱いとなります。